

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局総務課

保険システム高度化推進室

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う療養の
給付費等の書面による請求について（その 2）

レセプトの電子化の促進にあたっては、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求が行えない保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）が行う療養の給付費等の請求については、「平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」（平成23年3月30日付け当室事務連絡）により改めて周知させていただいたところですが、先月発生した東日本大震災（以下「震災」という。）により、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に震災の日において所在地を有する保険医療機関等から、震災による電気通信回線の機能障害又はレセプトコンピュータの故障等により、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）附則第4条第5項第5号に該当する旨を社会保険診療報酬支払基金都道府県支部及び都道府県国民健康保険団体連合会に届け出た保険医療機関等については、同条第7項の規定にかかわらず、平成23年8月の診療報酬請求時までの間について、猶予届の届出を免除することとしたのでお知らせします。